

## 弘前市業務委託契約最低制限価格制度要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この要領において「請負契約」とは、工事又は製造の請負契約以外の請負契約をいう。

3 この要領において「業務委託契約」とは、次の各号に掲げる契約をいう。

- (1) 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る請負契約
- (2) 警備及び清掃業務に係る請負契約
- (3) 前2号以外の請負契約

### (対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、市が発注する業務委託契約に係る競争入札で、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。（以下「税込み」という。））が500,000円（予定価格（税込み）を月額で定める場合は、年額相当の執行予定金額が500,000円）を超えるものとする。

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、第2条第3項第1号及び第3号の契約にあつては、予定価格（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。））に100分の65を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とし、同項第2号の契約にあつては、予定価格（税抜き）に100分の85を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により、予定価格（税抜き）に100分の65又は100分の85を乗じて得た額及び当該額に100分の108を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者

を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。